

第28回 大分市自治基本条例検討委員会 議事録

日 時 平成24年1月24日(火) 10:00～11:29

場 所 大分市役所8階大会議室

出席者

【委員】

宇野 稔、島岡 成治、伊東 龍一、廣瀬 惇子、秦 政博、衛本 敏廣、松尾 直美、小原 美穂、園田 敦子、中村 喜枝子、長野 幸子、竹内 小代美、葛西 満里子、永岡 昭代、古岡 孝信、近藤 忠志、後藤 成晶、廣次 忠彦、野尻 哲雄、永松 弘基、徳丸 修、泥谷 郁、神矢 壽久、仲摩 延治、皆見 喜一郎、入田 光の各委員(計26名)

【事務局】

企画部次長 吉田 茂樹、企画部次長兼企画課長 玉衛 隆見、同主幹 渡邊 信司
同主幹 姫野 正浩、同主査 永野 謙吾、同主査 足立 和之、同主査 阿部 美剛
同主任 森田 俊介(計8名)

【プロジェクトチーム】

(企画部次長兼企画課長 玉衛隆見)、(同主幹 渡邊信司)、
議会事務局議事課政策調査室主幹 藤野 宏輔、人事課主査 幸野 勝
(統括者・副統括者除く 計2名)

【オブザーバー】

総務課参事兼法制室長 伊藤 英樹、同主査 佐藤 明、同主査 山口 大介、
同主任 大城 存、同主任 島谷 幸恵、同主事 山崎 敏生(計6名)

【傍聴者】

なし

次 第

1. 開 会

2. 委員長あいさつ

3. 議 事

(1) 市民意見交換会及び市民意見公募の意見について

(2) その他

< 第28回 大分市自治基本条例検討委員会 >

事務局

おはようございます。お忙しい中、大変お寒い中、お集まりいただきましてありがとうございます。ただ今から、第28回大分市自治基本条例検討委員会を開会いたします。

本日の検討委員会では、市民意見交換会及び市民意見公募の意見について、市民部会で検討をいただいておりますので、まずそのご報告をいただき、再度検討委員会で協議をお願いしたいと考えております。

それでは、委員長さんにご挨拶をいただき、引き続いて議事の進行をお願いしたいと思います。どうぞよろしく申し上げます。

委員長

皆様方、改めましておはようございます。いよいよこの委員会も大詰めを迎えているところでございます。最後の残った論点を精査し、審議を十二分に尽くしたというところで終わりたいと思っている次第でございます。そういう意味合いで、今日は非常に重要な詰めの検討委員会になるかと思っております。ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

それでは、早速討議に入らせていただきたいと思います。ただ今、事務局の方からご挨拶がありました。今日は市民意見交換会及び市民意見公募での意見につきまして、市民部会に関わるものについて検討していただいておりますので、まずその結果を報告していただきまして、再度検討委員会で協議をお願いしたいと思うところでございます。

それでは、市民部会での検討結果につきまして、市民部会長さんからご説明をいただきたいと思います。よろしくお願いいいたします。

部会長

おはようございます。それでは、先週開催しました市民部会の報告をさせていただきます。

前回の検討委員会で使用した「資料1」をご覧いただきたいと思います。まず、第2条の「市民の定義」についてですが、大分市議会基本条例との整合性やこれまでの部会での議論の経過を踏まえ、「変更なし」ということになりました。なお、逐条解説の中で「市民」と「住民」の説明をするということになりましたので、お願いします。

次に、第5条の「市民の権利」のうち、「子どもの権利」についてですが、市民部会の検討内容が活かされた形で、大分市子ども条例にも同じ条文があることや、子どもの規定が本条例の特色となっていること、また子どもが健やかに育つための環境を積極的に作っていく姿勢が必要であるという考え方により、「変更なし」ということになりました。

次に、第3条の基本理念の「市民主権」についてですが、第2条の「目的」に、「市民主体による自治の実現を図ることを目的とする」とありますので、第2条との整合性を考えて「市民主体」に変更した方がよいのではないかと考えております。

次に、第6条の「市民の責務」の「市税等」についてですが、逐条解説で「市税等」の説明をするということで、「変更なし」ということになりました。

以上で報告を終わります。

委員長	<p>どうもありがとうございました。今のご報告の内容につきまして、まず「市民の定義」、「子どもの権利」、「住民投票」、「市税等」の4点につきましては、前回の検討委員会でのご意見や市民部会におかれましては、前回の検討委員会でのご意見や市民部会におかれましては、踏まえますと、「変更なし」ということでよろしいかと思っておりますが、いかがでございましょうか。よろしゅうございましょうか。</p>
全委員	はい。
委員長	<p>それでは、この点につきましては、「変更なし」ということの結論にさせていただきますたいと思います。</p> <p>それでは、残りました論点の一つでございますが、基本理念の「市民主権」についてですが、前回の検討委員会におきまして、条文の検討を進めるにあたり、改めて部会の議論を行うかについて部会ごとの確認をしていただきました。</p> <p>この「市民主権」の直接の担当でございます理念部会におきましては、現行案という考え方のございませうございませうございませう、全体会でのご議論をいただき、その結果に委ねたいというご意見をいただいているところでございます。それを受けまして、市民部会でご検討いただいた結果の意見としましては、「市民主体」に変更してはどうか、ということでございます。</p> <p>それでは、市民部会さんのご結論でございます「市民主権」については「市民主体」と変更してはどうかという内容につきまして、委員の皆様方のご意見を賜りたいと思っております。いかがでございましょうか。</p>
委員	市民部会が決めたことでよいのではないですか。
委員長	<p>ありがとうございます。他にご意見は特にございませうございませうございませうか。</p> <p>それでは、委員さんにおっしゃっていただいたご意見で、皆様方ほぼ同じようなお考え、異論は無いということで結論を出させてもらってよろしいでございませうか。</p>
全委員	はい。
委員長	<p>ありがとうございます。それでは確認をさせていただきます。「市民主権」の文言を「市民主体」と変更するということにさせていただきますたいと思っております。どうもありがとうございました。</p> <p>それでは、次にまいりたいと思っております。</p> <p>前回の全体会議におきまして、委員の皆様方には是非とも積極的なご意見をお寄せいただきたいということをお私の方から申し上げておりましたが、委員さんから条文で使用する文言についてのご意見をいただきました。そこで、その内容と事務局のたたき台と言いますか、意見と言いますか、そういったことの説明をいただければと思うところでございます。事務局、説明をよろしく願います。</p>

事務局	<p>前回の全体会の後に委員さんから、いくつかの語句の使用の仕方について、現行のままでよいのかどうか、もう一度検討してみてはどうかというご指摘をいただきましたので、その内容のご報告と、事務局における検討結果についてご説明をさせていただきます。</p> <p>お手元にお配りしております「資料6」をご覧ください。こちらのまず(1)ですが、「住民及び市民の言葉の使い方について、現行案が適切かどうか、再度検討してほしい。」とのご意見をいただきました。</p> <p>これについては、その後、市民部会においても検討されましたが、先行する多くの他市の条例や大分市議会基本条例などとも同様の使い方をしており、また住民については地方自治法などの規定とも主旨を同じくするものであることから、現行通りでよいのではないかと考えております。</p> <p>次に(2)は、第5条「市民の権利」の第3項で、「『参画』という語句が2度使われているが、前段と後段を一つの文に整理して重複を解消するということはできないか」というご意見でございました。この第3項の構成としては、まず前段で子どもも含む市民のまちづくりの参画、後段では敢えて特に子どもについての参画を謳っており、ご指摘のような語句の重複はあるものの、内容を変えずに1文にするというのは困難ではないかと考えますことから、現行案の表現の方がベターでないかと思っております。</p> <p>次に(3)ですが、表の左端に掲げる語句について、振り仮名を付けたリ、ひらがな標記にする必要がないかどうか、もう一度検討してほしいというご提案をいただきましたが、事務局における検討内容としましては、表の右側にお示しする通り、原案どおりにすべきであると考えておりますし、概ね中学生程度の市民にもご理解をいただける言葉ではないかと思っております。「資料6」については、以上でございます。</p>
委員長	<p>ありがとうございました。事務局におかれましては検討内容につきまして、「資料6」の下から半分ぐらいの右肩に書かれておりますが、ちょっと委員の皆様方にお目通しいただければと思うところでございます。</p> <p>ご覧いただけたかと思えます。詳しくご説明すると、こういうことになりますという内容でございます。事務局の方のお考えもお示しいただきましたところで、委員さんの方から事務局の説明についてご意見等がございましたら、是非お述べいただければと思いますが、いかがでございましょうか。</p>
委員	<p>専門家のご意見どおりで結構です。失礼しました。</p>
委員長	<p>では、その他にご意見を求めます。委員さん。</p>
委員	<p>今の委員さんの提案の子どものところですがけれども、「市民の権利」の第3項に、「まちづくりに参画することができる。子どもも年齢に応じたまちづくりへの参画を行うことができる」とあります。これは「参画」ということをキーワードにした時に、「市民」と「子ども」となっていて、</p>

	<p>実は「子ども」も「市民」の中に入るのかもしれませんが。</p> <p>ところが、第5項「子どもは、将来の地域社会を担う市民として健やかに育つ環境を求めることができる」とあるので、ここを「子ども」というのをキーワードにしますと、「健やかに育っていく環境を求め、年齢に応じた、まちづくりへの参画を行うことができる」とまとめる方が、私は文章的にはすっきりするような気がしています。「やはり、参画することができる」として、更に「子ども」というのを付け加えるよりも、「子ども」をキーワードにする方がいいのではないかと私は感じました。それは、色々取り方があるので、このままでもよいと思っています。以上です。</p>
委員長	<p>どうもありがとうございました。委員の皆様方の方で他にご意見がございましたら、いかがでございましょうか。特にございませんでしょうか。</p>
	<p>それでは、司会者の立場としましては、結論として「変更なし」ということをご提案をしたいのでございますが、いかがでしょうか。よろしゅうございますか。</p>
全委員	<p>はい。</p>
委員長	<p>それでは、「変更なし」ということの結論にさせていただきたいと思</p>
	<p>います。ありがとうございました。</p> <p>それでは、次の内容に入ります。第26回、更に前回の検討委員会におきまして、委員さんの方から条例制定により、どのように変化が起きたのかということについて、先行ケースの事例があれば示してほしいというご意見をいただきました。それを受けまして、事務局で他都市の事例の調査をしていただいておりますので、その調査結果の報告をしていただきたいと思います。事務局、説明をよろしくお願いいたします。</p>
事務局	<p>それでは、「資料7」についてご説明します。こちらにつきましては、</p>
	<p>昨年12月の全体会で「市民の定義」を示した政令市、並びに中核市、そして近隣ということで、由布市の11市を対象に行っております。また、この調査に併せまして、「市民の定義」を行う際にどのような考え方で市民の範囲を定めたか、といった調査も行っております。</p> <p>まず、自治基本条例制定後の動きについてですが、具体的な動きがあったと答えがあったのは9市、特に動きがないという答えがあったのは2市という結果でございます。ただし、動きがあると答えた市につきましても、自治基本条例というものが理念的な条例ということもございまして、この条例に起因して、詳細な具体事例を示すのは難しいということではございました。ただし、この条例制定により、市民・行政において市政の市民参加に対する意識が向上し取り組みが前進していると、受けとめているということでございます。</p>
	<p>詳細につきましては、後ほどご一読をいただければと考えておりますが、一例といたしまして札幌市の例をご覧ください。</p>
	<p>札幌市では、市民の地域のまちづくり活動が増加しているとの話や、行</p>

政側でも市民との情報共有の取り組みが増加しているといった報告が
あっております。また、その他のところにあります。平成16年度に、札
幌市では職員を配置しております連絡所87箇所をまちづくりセンター
と改称し、市民活動の拠点としているということでございますが、条例が
制定される前の平成16年から条例制定後の平成22年度を比較すると、
市民の地域まちづくりに関する活動事例は大幅に増加しているというこ
とで、条例の制定の効果が出ているのではないかとということでございま
した。

次に、市民の範囲の捉え方についてでございます。これまでもお示し
しました資料におきましても、いずれの市でも市民の範囲を広く捉えてい
るということをご報告をしているところでございますが、その中で個別の理
由を挙げている例がありましたのでご紹介いたします。

同じく札幌でございますが、こちらでは市外居住者が毎日、通勤・通学
等で8万5千人ほども札幌市に流入しております。日中の多くの時間も札
幌市で過ごしていることを踏まえ、そのような人々にも札幌市のまちづく
りに力を発揮してほしいと考えたということでございます。

本市におきましても、平成17年の国勢調査におきまして、昼夜間人口
差が約1万2千人となっておりますので、この例でいけばそのような方々
のお力を借りてまちづくりをしていくというのも非常に重要なことでは
ないかと考えております。

その他の市につきましても、表現に差はございますが、いずれの自治体
におきましても、まちづくりを進めていくために住民をはじめとして様々
な形の協力を得ながらまちづくりを進めていくというスタンスでござい
ます。本市においても、同様だと受けとめております。「資料7」の説明
については、以上でございます。

委員長

どうもありがとうございました。ただ今の事務局からの説明についまし
て、ご質問等がありましたら、委員の皆様方よろしくお願ひしたいと思
います。委員さん、何かございましたらお願ひします。

委員

ありがとうございました。ご足労かけました。市民の皆さんから条例を
作ることで、どんなふうになるのかという質問が多かったので、このお
調べになった結果をまた市民に返していただきたいというのが一つあり
ます。

それから、これを眺めると、やはり行政に動きがあったというのが意
外と多いんだなということに気づきます。しかも、それが下位の条例と繋
がって新しい条例ができていくということに気づきます。私も以前に男女
共同参画条例というのを大分市が先駆的に作った時に参加しましたが、そ
の中でそれがどのように普及していったかということ、自分が今しなが
ら確認をしていませんでした。この基本条例に参加したことで、またもう
1回見直そうという気持ちにもなっています。だから、下位の条例との関
係や、それが実践においた時の関係をこれからも眺めていくということが
重要だと思ひます。その意味でも、ご資料の提供ありがとうございました。

<p>委員長</p>	<p>どうもありがとうございました。委員の皆様方の方でご意見は他にございますか。特にございませんでしょうか。それでは、事務局に大変貴重な資料をご提供いただきましてありがとうございました。委員の皆様方におかれましては、細部につきましてはまた別の時間をお作りいただきましてお目通しいただければ幸いと存じます。それでは、この問題につきましては、以上ということにさせていただきます。</p> <p>それでは、前回の検討委員会で使用しました「資料2」から「資料5」でございますが、これにつきまして、前回の検討委員会におきまして皆様方からご議論いただきましたが、今回が初めての委員さんもおられますので、最終確認を行いたいと思います。それでは事務局の方から「資料2」から「資料5」の説明を簡単をお願いしたいと思います。事務局、どうぞ。</p>
<p>事務局</p>	<p>前回の検討委員会で使用しました「資料2」から「資料5」について、簡単に説明をさせていただきます。</p> <p>まず「資料2」、「市民意見交換会での会場の意見」についてですが、主な意見としましては、「外国人も市民か」との意見。また、「市税という言葉は誤解しやすい」との意見。また、「子どもの権利を認めるのか」との意見。また、「住民投票における住民の権利を規定しないのか」との意見が挙げられますが、いずれも先程の「資料1」のとおりと考えております。</p> <p>次に「資料3」、「アンケートでの意見」についてですが、主な意見としましては「議会、市長、職員の責務を規定しないのか」との意見が挙げられますが、本条例は「市民、議会、市長等の役割と責務を明確にし、まちづくりを行っていく上でのルールを定めたものですので、規定する必要がある」と考えております。</p> <p>次に「資料4」、「市民意見公募での意見」についてですが、主な意見としましては、「外国人が市政に参加できる定義はすべきではない」との意見。また、「子どもの権利を付与することは適切ではない」という意見。また、「住民投票の意見」などが挙げられますが、これにつきましても先程の「資料1」のとおりと考えております。</p> <p>次に、「資料5」、「職員からの提案」でございますが、「育み」という言葉と「活かす」という言葉、2つにつきましては言葉の統一をさせていただきたいと考えております。</p> <p>「資料2」から「資料5」につきまして主な意見は以上でございますが、特にこの中で論点になるものとして、事務局としまして大きく5点、「資料1」のとおりに挙げさせていただいております。それを先程ご確認いただいたということでございます。ここで、お気づきの点がございましたら、ご意見をいただければと思っております。事務局からは、以上でございます。</p>
<p>委員長</p>	<p>どうもありがとうございました。論点整理をしていただいておりますが、最終の確認でございます。論点、市民意見交換会、パブリックコメント等々をとおしまして、集約されたご意見の論点整理を5点ほどにまとめさせていただいたところでございます。これにつきましても、関係部会に</p>

	<p>おかれましてご検討いただき、一定の結論をお示しいただき、今日の委員会の中で、変更の内容につきましてご確認をいただいた部分がございます。そのことによって、論点は全て尽くされたのではないかと、司会者の方としては思っているところでございます。最終確認としまして、更に論点とすべきものがありはしないか、というようなご意見がございましたら、今この段階でお示しいただければ幸いです。いかがでございましょうか。特に、新たな論点はなしというご意見で、まとめさせていただいてよろしいでしょうか。</p>
<p>全委員</p>	<p>はい。</p>
<p>委員長</p>	<p>ありがとうございました。それでは、論点全て尽くされた。そしてその論点についての結論も出させていただいたということに、決定させていただきたいと思います。どうもありがとうございました。</p> <p>それでは、次の新しい段階に入りますために、ワンセットになりまして、どうしても本日の会議で皆様方のご意見を賜る必要がございます。それは逐条解説でございます。逐条解説につきましては、市民意見交換会や検討委員会等でいただきましたご意見を踏まえまして、一部修正をしておりますので、それについてのご説明をいただきたいと思います。事務局、よろしく願いいたします。</p>
<p>事務局</p>	<p>検討委員会における条例素案の検討の中におきまして、逐条解説においてより分かりやすく説明をする必要があるというご指摘をいただいた事項が幾つかございました。これについては、事務局にて逐条解説の修正案を作成いたしましたので、そのご説明をさせていただきます。</p> <p>お手元の「資料8」をご覧ください。変更箇所については青字で印をさせていただいております。まず1ページ目で、第2条の「市民の定義」に関する部分についてですが、「市民のうち市内に住所を有する者、いわゆる住民の範囲としては、未成年者や外国人も含んでいること」。また、「市民であっても、法律上全て同じ権利を有するわけではないものの、その立場や役割に応じて、様々な形でまちづくりに貢献していただく必要があること」などを追加しております。</p> <p>次に、2ページに参ります。第5条の「市民の定義」のうち、「子どもの権利」に関する内容の修正について、このページと次の3ページに分けて記載をしておりますが、まず2ページで「健やかに育つ環境を求めることができる」という部分については、子どもが健やかに育つための権利が尊重されるべきであるという趣旨であること。また、次の3ページで「第5項は、子どもの要求を全て受け入れるという趣旨ではなく、子どもが健やかに育つために、本来的に保障されるべき権利については確実に守っていくべきであるということを経うものである」という内容を追加しております。</p> <p>次に、4ページをご覧ください。第26条の「住民投票」についてですが、「実際に住民投票を行う場合の対象者の範囲については、外国人を対</p>

象とするかどうかなどを含め、個別の事案毎に判断され、その都度条例で定められる」という内容を追加し、また参考として、「地方自治法の規定による条例制定に関する住民請求については、有権者の50分の1以上の署名をもって行うものであることから、この請求に関する署名ができるのは選挙権を有する住民に限られる」旨を記載しております。

なお、これらの修正箇所につきましては、関連する他の部分に若干影響が出る可能性もありますので、その影響部分も確認する必要があると考えておりますし、また本日第3条の「基本理念」の条文の中で、「市民主権」を「市民主体」に変更するという結論もいただいておりますので、これらの議論の趣旨に沿った逐条解説の表現の修正、あるいは調整などにつきましては、今後引き続きまして事務局で検討させていただくということで、ご了承いただければと考えております。

また、この逐条解説につきましては、今後条例制定の、あるいは施行の後においても、市民からのご意見などを頂く中で、より分かりやすい内容とするための修正が必要になることも想定されます。そのような場合には、事務局において適宜、必要な修正をさせていただければと考えておりますので、その点も併せてご了解をいただければと思っております。説明は、以上でございます。

委員長

どうもありがとうございました。まず委員の皆様方にお諮りしたい内容としまして、第1点目は、論点整理をする中で、これはもう少し逐条解説で明確に説明しておいた方がよろしいのではないかと、というようなご意見を頂いた部分がございます。それにつきまして事務局の方で加筆、訂正をさせていただいている部分をお示しいただいたわけでございます。この点につきまして、ご意見がございましたらお出しいただければと思いますが、特段異論はないということによろしゅうございましょうか。委員さん、どうぞ。

委員

私は法律には全く疎いのですが、この26条にあります「住民投票」というのは、この自治基本条例の中に謳われようとしているのですよね。そうすると、下に、参考に住民投票に関する云々ということで、地方自治法第74条と、ずっと書いているのですが、こういう事から照らすと、第26条というのは実際に必要なかどうかと、今私はそう頭をよぎったのですが。これは入れなければ本当に悪いものなのですかね。実際こういうことが実現できるような要素、色々な問題があったとしても、事実上この自治基本条例によるところの「住民投票」というのは、本当に可能なかどうか。そんなことを私は今思うのですが、事務局どうですかね。法的に考えて。現実に可能なのですかね。私はそういう専門ではないからお聞きしたいのですが。

委員長

地方自治法に基づく第74条の規定の「住民投票」というのは、法律のレベルですから、条例で云々する必要はないわけでございます。ですから、ここの第26条の「住民投票」というのは、その地方自治法の第74条に

基づかない住民投票制度の可能性を示しているということですが、ではどういった形で住民投票が行われるのかということについては、この条例では何ら定めていない。それでは、具体的にはどこで定めるのかといったらば、これは新たな条例で定めるということ、その条例については言うまでもなく議会の承認がいるということで、より住民に積極的に市政参加をしていただく可能性を開こうという理念と言いますか、考え方がこの中に示されているわけでございます。

それでは、今すぐなるのかと言ったらそれは何もないということで、あとは市民の皆様方でこういった条例を作るべきではないのかと、より一層市民が積極的に参加できる住民投票制度を設けるべきではないのかというような気分がみなぎった時には対応できる。ただし、市長が勝手にそれを実現できるものではない。あくまでも条例に基づいて行う、新たな住民投票制度でございますよ、ということの表現であると理解しております。

委員

仮にそういう議論が持ち上がって、議会で議論をしたとした場合、今言う地方自治法第74条の規定に反するというとちょっと語弊があるのですが、例えば有権者の50分の1の署名とかいうのを30分の1以上の署名だとかいうようなことで、こういう条例の規定以外でそういうものを決定することは法律上可能なのですか。

委員長

法的にはピラミッド構造になっておりまして、我々の世界ではピラミッド構造全体を法というように表現するのですね。世間では法と法律というのは、ほとんど区別されていないのですが、理論的には法というものと法律というのは区別されるものということになるのですね。

すなわち、国会で制定された法のことを法律と。そしてその法律の更の上に位置する、最上級に位置するものが憲法と。そして憲法の下に国会で制定された法律があり、そして行政官庁が制定する法というものもある。それは規則というものです。そういった国家が制定する法の更にもう一つ下の段階に、地方公共団体が制定する条例が位置すると。その下位に位置する法は、上位に位置する法に抵触することはできないということで、特に憲法に違反するような法は全て違憲立法審査権、裁判所の行使によって、その効力が否定されると。よって、改正を迫られるということになるというわけでございます。

そういったこの解釈の時に、住民投票というものはこの地方自治法という、国家が制定した法の74条の規定だけに止まるという解釈も理論的にはあり得ると思うのですよ。しかしそれは一つの住民投票であって、今度は地方自治のレベルで新たな住民参加を推進するための住民投票制度を設けるといっても、理論的には可能でございます。

ですから、より多くの住民に対して行政への参加を促すというような立場に立ちますと、住民投票というのは直接の意思の表明でございますので、その機会を増やすということについては、市政参加と言いますか、この本条例の精神には適うのではないかなと。ただし、それは、今の二元代表性の下でのシステムの中での推進でございますから、議会を無視して勝

	<p>手に市長さんがやりたいからやるというようなものではないですよと。あくまでも議会の承認を受けてやることになりますという、そういう内容でございますが。</p>
<p>委員</p>	<p>概ね分かりましたけど、そうすると例えば、この中でこの自治基本条例に基づいて、仮にこの住民投票条例というものの中で、40分の1以上の署名をもってとか、有権者の30分の1以上の署名をもってとかいうようなことが仮に議会で審議され、それが可決され、できた場合、法的な拘束力というのは全く問題ないわけですか。上位法に照らして。</p>
<p>委員長</p>	<p>先程申し上げました解釈で、上位法に存在する住民投票のみが直接住民参加の意思表示として認められるべきであるという解釈に立ちますと、下位に存在する条例の中でそのシステムと異なる制度を設けるといことは問題がある。</p> <p>しかし、それはあくまでも一つの理論的な展開であって、もう一つの理論的な展開として、住民参加をより促進するという観点から、国のレベルにおける共通の住民投票と条例における住民投票とは、また別個のものであるということ、より住民の意思表示の機会を増やすという観点から設けたものであるということで、相互に抵触するものではないという解釈も私は成り立つと思っておりますので、理論的に前者をとれば問題が出てきますけど、前者の考え方を絶つ立場というのはほとんどないのではないかと思います。より地方自治の時代背景として、分権化とか色々な時代の潮流を考えますと、条例の中で独自の住民投票制度を新たに設けることについては、地方自治の判断に任せられるということでのよいのではないかと考えております。</p>
<p>委員</p>	<p>自治基本条例で決められた住民投票と、それから地方自治法で決められた住民投票と、同じ問題のどちらも住民投票とした場合に、どちらも同じような結果が出ればいいのですが、相反するような結果が仮に出た場合、どちらが優先されるのですか。どういう問題が出てくるか私も想像はつかないのですが、優先順位的には、自治基本条例によるところの住民投票の結果が優先されるものであるのか、地方自治法の第74条によるところの住民投票の方が優先されるのか、その辺はどうでしょうか。</p>
<p>事務局</p>	<p>法制室の伊藤でございます。問題が他の委員さんに分かりにくくなっているかなという点もございまして、再度整理をして話をさせていただきたいと思っております。</p> <p>まず、地方自治法の第74条の規定というものでございますけれども、これは条例の制定を議会に対して求める市民の発議ということでございます。通常、市議会なら市議会の議案としてかけるためには、市長の方から提案する、もしくは議員から提案するという2つの方法がございまして、それ以外に市民が50分の1以上の署名を集めて、こういう条例を作ってくれと、直接請求するという手続きがございまして、これが第74条を規定するものでございます。</p>

	<p>第74条の規定によって、自治法の独自の住民投票の制度があるということではございませんで、住民投票というのはあくまで条例の中でこういうことについて、こういう人から投票をさせると決めて初めて行われるものでございますので、自治法による住民投票の結果と条例による住民投票の結果というのが別々に存在するという事はないと考えております。</p> <p>更にもう一つ言わせていただきますと、自治基本条例の第26条の規定そのものというのは、確かに具体的なものは何も定めておりませんので、これに対して制定する意味がどこにあるのかという疑問は当然出てくることだろうと考えています。この第26条の規定を置く意味につきまして、法制室の方では一つ意味があるのだろうなと考えております事例といたしまして、まず住民投票について、そもそも市議会という制度がありまして、間接民主制をとっている。その中で住民に直接意見を聞くということが法的に許されるのかという議論がございまして、その点について一つは大分市の考え方を示すものであると考えています。</p> <p>つまり、まず個別の条例から議会に提案された際に、まずその点についてはもう既に大分市が解決済みであると。そもそも住民投票というものの自体が許されるのかという点については解決済みだという点で、意味がある規定であると考えています。以上でございます。</p>
委員	<p>解決済みとは、何をどういうふうに解決済みなのですか。</p>
副委員長	<p>今の問題点は非常に大きな問題で、二元代表制に関わる議会の存在に関わる部分に入ってくるので、この第26条を規定するというこの意味をそこに求めていくとするならば、議会側としては非常に重大な問題としてこの第26条を捉えなくてはならないということになってくるので、住民投票の実施ではなくて、こういうように規定するという事をそこだけに求めていくとするならば、具体的事例が何もない項目の中で、そこに議会としての存在の部分になっていくのなら、この条文については議論しないといけませんね。</p>
委員	<p>それぞれの会派に持ち帰って、議論しないといけませんね。</p>
委員長	<p>この第26条の第3項につきまして、議会と直接関わりがあるということですので、更なる慎重審議が必要ではないかというご意見でございますが、委員の他の皆様方がございませうか。</p>
副委員長	<p>地方自治法の第74条、この部分について尊重するという事だけなら、それはそれで意義あることなのですが、このことを規定したことによって、議会の間接民主制として議会があり、また市長の二元代表制という部分として今までずっときているので、この第26条を規定したことによって直接民主制の可能性という部分を否定するという部分になってきたら、大変な問題になると思うのですが。</p>

委員長	委員さん、どうぞ。
委員	<p>私は今の委員さんの意見とちょっと違うのですが、ここの第26条で謳われている住民投票というのは、先程説明があったように、市民が直接市政に参加ができる、その方法の一つとして出てきていると思いますし、請求をしたからといって、それはすぐに法に示されているように50分の1以上の署名があったからできるかということ、そうはなっていないくて、そこにはきちんと議会で解決しなければならないという部分の規定が入っているわけで、そういう点で言えば二元代表制がきちんと保たれていることだと思いますので、先程法制室の方から話された前半の部分、市民が直接参加できるということをこの基本条例の中で謳って、大いに市民の皆さんが市政に意見を出すという、このところをその意義に求めていけばいいのではないかなと思います。以上です。</p>
委員長	どうもありがとうございました。事務局どうぞ。
事務局	<p>言葉足らずで大変申し訳ございません。少し補足をさせていただきます。先程申し上げました直接民主制と二元代表制との関係という点で申し上げますと、住民投票において直接民主制を導入するとはならないと結論的に思っております。</p> <p>もちろん、ここでいう住民投票が市政に対して何らかの拘束力を持つとか、そういう意味での規定ではございませんで、もともとこの住民投票の結果というのは、参考にする程度に止まるしか効力がない、そういう意味での住民投票しかできないというのは大前提として考えております。その上で、それでもなおかつ住民協働という手法がそもそも許されるのかという論点がございますので、その点について参考とする、拘束力を持たない形での住民投票の実施というのは、この条例の規定によって許されるのだという結論が導かれると。そこまでの効果は、この第26条は持っていると考えております。以上でございます。</p>
副委員長	分かりました。今の説明いただいたことを逐条解説に書けますか。
事務局	<p>ここに書いております住民投票は、地方自治体の定められる住民投票ということで、現行の法制度を何も変えようというものではございませんし、申し上げましたとおり、住民投票をしたとしても、その結果に拘束されるということではございません。今の制度そのものを分かりやすく市民の方に理解できるようにということで書かれたこの条文であると考えております。従いまして、二元代表制、直接民主制というご意見もございましたけども、それには何ら抵触するものではないと考えております。</p> <p>副委員長からもご指摘がございました。非常にここの条文は分かりにくいところもあるかと思います。今、申し上げました内容も含めて、しっかりと誤解のないように、更に詳細な注釈を加えていきたいと考えております。以上でございます。</p>

委員長	委員さん。
委員	<p>私は副委員長と考えが違うのです。拘束力が無いというなら、無いでよいのですが、そういうものをこの条例の中に持ってくるということ自体、そういう拘束力も何も無いようなものを見せかけて住民投票をさせたりすること自体がおかしい。するのであれば、住民から見ていて、それなりの効果は何らか出てくるようなものであるなら私はすべきだろうと思います。拘束力も何も無いものなんて、わざわざ市民の意見を入れる必要は何も無い。だから、私はさっき拘束力はあるのですか、と聞いたのです。無いようなものを入れる必要はどこにあるのですか、わざわざ住民投票なんか。</p>
委員	<p>全く同じ意見ですが、今言いましたが、これはただ単に書いただけのものですかね。そんな事を今まで議論してきたわけで、最高規範の中での、言われるとおりだと僕は思っているのですが。これは、単なる紙切れで終わらせるというのと違うと思いますね。最高規範ということで、今まで審議してきたわけですから、議会という問題と今言っているものは完全に違うし、お互いに重要性があると思います。僕は素人で全く分からないけれども、委員長の意見に賛成です。</p> <p>それから、今言われた意見に対して、全く効力がなくて、ただ表面上でこういうことを書いているということであれば、子ども条例にしても何にしてもそういう形になっていく。最高規範というのは、意味がなくなると僕は思いますね。僕が言ったことは若干違うかもしれませんが。</p>
委員長	事務局どうぞ。
事務局	<p>今、申しあげましたのは、法的に拘束されるものではないということでもありますけども、住民投票した結果、それが一方の考え方に大多数が賛成されるということになった場合は、当然、市長もそうですけども、議会もその結果をかなり尊重しなければならないという形になろうかと思いません。そうした時に、やはり民意がその中にしっかりと反映されるということになると思います。委員も言われましたけども、この条文の価値というのは、より多くの市民の方がこういう制度を知って、住民投票という芽があるのだということ認識しながら市政に参画するという意味で、非常に大きな意味があると思っております。直接的な、法的な拘束力はないと言いつつも、その趣旨に沿った形で市政を運営するという趣旨で捉えていかなければならないという、そういう位置付けになろうかと思っておりますので、この条文の趣旨というのは明確に生きてくるのではないかと考えております。以上です。</p>
委員長	委員さん。
委員	私たちは、議員を選挙する時に全ての項目について賛成して選ぶという

事はできません。間接民主主義というのは、そのような欠点と言えば欠点というものも持っていると思います。しかし、やはり人を信頼して、その人がおっしゃっている大まかな方向というのを支持して議員を選びます。それで、お任せをするのが間接民主主義です。

ところが、実際の個々の内容については、ほとんど全面的に支持しているけれど、意見が違ふなということが起こることがあります。そして、住民が意見を持ちます。それを市政にどのように反映するかというのが、この条例レベルで起こった時に、私はこの基本条例の住民投票が起こることがあり得ると思っています。そして、その住民投票の結果は市長が尊重して、やはり議会で話し合われて、間接民主主義が活かされて、最終的な市の実施ということになるとと思いますので、整合性は条例レベルで考えればよいのではないかというのが、私が皆さんの意見を聞いていてまとめたことです。ご批判があると思いますので、また更なる審議を続けていただいて、教えていただきたいと思います。以上です。

委員長

どうもありがとうございました。多くの委員の皆様方から、今日、できるだけご意見を聞かせていただければと思います。私は、個人的には最後に残る論点かなと思っています。今までは、従来の二元代表性できたわけですよ。それを何とかより市民に参加を促そうとするための基本条例であると、私は認識してきているのです。

ですから、ある意味で二元代表性の堅持をすべきか、それともそこに一つの風穴を開けるべきかと、より住民参加を促す機会を増やす条例を作ることになるのか、というところの最後のせめぎ合いというのは、必ずいつか出てくるだろうと思っていました。今、そういう議論になってきているのではないかと思うのです。存分に議論していただきたいと思います。特に、議会、それから行政に関わっておられない委員さんのご意見を強く求めたいと思います。是非、積極的にご発言を賜りたいと思います。何のための条例であるのかということと、私は非常に関わってきていることかと思っています。

委員

私が意見を聞きまして思っていることは、やはりこの条例を作るということは、市民本意、さっき言いました市民主体による地域づくり、まち興しという形の中でこの条例を今作ろうと思っているわけでございます。だから、事務局も言われましたが、本当に住民がある程度の組織を持って、常識で考えてこれはおかしいなということの中で色々意見が出てきたことについて、これはある程度市としても取り挙げていって、今から皆の意見を聞こうじゃないかと。そして、その代わり、皆様にも義務と権利がありますよと。皆様方がそういうことを思っているのだったら、こういうことも起こってきますよ、というような形の中の進め方をするというのが、この基本条例の持ち方だと思っているのです。

だから、私は委員さんも言われましたように、これは単なる絵に描いた餅のような文を書いていった時に、あなた達がいくら言ったってこれは何も関係ないですよと、権利も何もないですよというようなことを言い

ますと、この自治基本条例は最高規範であって、ほとんどのものは関係ないのかと、行政に対しても議会に対しても市長に対しても関係ないのかというようなことになるのではないかと思います。

だから、ある程度考えた形をとって、今から少しでも、逆に言うならこれが地方自治法で有権者の50分の1を集めるといったら、もの凄い数のことを集めなければならないようなことがあるのですが、この点については、また再度皆で確認し合うというのがあると思いますけども、そのくらいのエネルギーをもって住民投票がなされようとするのであれば、それは我々自体が深く受けとめて、関心をもってやると。それで、議会が良識の府でございますので、委員さんも言われましたように議会もありますし、色々なところでこれをそっちは皆どうするのかという、議会基本条例もできておりますし、これで皆さんの意見の吸い上がったものをどういう判断の中でやっているのかということが、今から広く市民に求められるところだと思っているのです。

だから、政党政治ではないのだけでも、今からは市民政治の中で政党間と、色々な市民が向き合って本当によいものを探していこうというような政治を行っていかない限りは、おそらくこういうことを決めても人は動かないのではないかなと思っております。だから、これはある程度練っていただいて、私は住民投票をここに書いている以上は真摯に受けとめるべきではないかと思っております。以上でございます。

委員長

ありがとうございました。その他どうぞ、積極的にご発言いただければと思います。

委員

私は、皆さん誤解をしているかもしれませんが、これを作るのが悪いということを言っているのではないですよ。作るのなら、住民の側から見てそれ相応の意見がどうか、なるほどと思われるものであるならいいけれども、今言った住民投票ということで、市長が聴かなくてよいものであるなら、本当にこれを入れる意味があるのかなと、住民の側から見てですよ、そのことを私は言っているのです。

ですから、先程、拘束力はこの条例とどっちが上なのかとか、敢えて聞いたのですけども。そういう意味で私は質問をしているのです。これが悪いと言っているわけではない。住民側から見た時に、これがどういう役に立つのかなと。住民側から見て役に立たないというのなら、これを入れてどうなるのかなと、私はそういう疑問を持っているだけです。よい悪いを言っているわけではないです。

委員長

委員さんのおっしゃっているご主張をご理解いただけているでしょうか。今おっしゃった通りの内容で、意味のないものではないのかと。意味があるならいいけど、ということのご発想でとられているかと思います。おっしゃっているとおりかなと思えます。

その点につきまして、議論を詰めていかなければいけないと思っているところでございます。要するに、意味のないものではないのではないかと。

意味があるのではないか。こういう意味があるのですよということを、意味があるとすれば積極的に確認しておかないと、この会議は終われないと
思っているところです。どうぞ。

委員

私は法律のことに關しては全然疎いのですが、意味があるかないかとい
うのは自治基本条例のこの段階で、本当に意味があるかどうかというところ
まで決められるかどうか、というのは非常に難しいのではないだろうか
と、ずっと議論を聞きながら頭の中で考えていたのです。

というのは、これは住民投票と言っているのですが、先程の地方自治法
の住民投票とは意味が違うのだろうと。地方自治法の住民投票というの
は、住民の方からの発議というか、条例の制定をする場合に有権者の50
分の1以上の署名をもってということで行われているのですが、今回の自
治基本条例の案の第26条でもありますが「市長は、市政に関する重要な
事項について、直接住民の意思を確認するため、住民投票を実施するこ
とができる」と書いてあります。

ということは、これは住民側からということだけではなくて、市長の方
も、市政あるいは議会でもいいと思うのですけれども、そちらの方から市
民の意見を改めて聞くというような機会を設けるようなことを可能にす
るといような条例ではないのかな、という私はそう理解しました。

そうすると、大事なのはこの住民投票の具体的な条例を制定することが
大事であって、今この時点で意味があるかないかというのはなかなか難し
くて、そういう条例を制定する段階において初めてどういう形で行われる
のかとか、あるいはそれを審議する議会との関係とか、そういうことを議
会の承認をとらないといけないことだと思うのですけれども、議論した上
で意味ある形にしていきたいと思うのが私の現在の意見です。今のこ
の自治基本条例という形の中で、そこまで盛り込むことはなかなか難しい
のではないかなと考えております。

それから、意味がないという話の中で、先程直接的に法律的な拘束力を
住民投票は持たないということに關して、それでは意味がないというご意
見がありましたが、先程事務局のご説明があったように、もしこういう住
民投票をされたとするならば、市民の代表である市長、あるいは議会にし
ても無視するのは絶対にできないのではないのかなと。無視するような市
長さんであったり、議会であったりするならば、私たちは次の選挙の時に
考えなければいけないわけですから、そういう意味では私は意味がないと
は絶対言えないだろうと。非常に大きな意味を持つ。一つの大きな事例で
何か懸案がそのことに關しては上手くいかないかもしれないですが、長い
目で見ると非常に市民の意見を反映する意味では、非常に意味のある項目
ではないのかなと考えております。

ですから、私はこの条例は意味があるという形で挙げてほしいのです
が、本当に意味のある形にするためには、先程言いましたように次の段階
に進んで、それを市長さん、あるいは議会の方で策定をしていただきた
いなと思います。

委員長	ありがとうございました。委員さん、どうぞ。
委員	<p>今更こういうことを言うのは申し訳ないのですが、第26条を今、委員さんがお話になって改めて読んで、住民が住民投票をこの条例ではできるのかなと、そこに疑問が出てきました。</p> <p>もう1点は、第3項の「住民投票の実施に関し必要な事項は、事案ごとに別に条例で定めるものとする」とあるのですが、逐条解説の中で急に法にある住民投票が出てきているもので、逐条解説にある住民投票は法についての解説が入ってきているので、要するに住民からもできるというのが必要ではないかなと思いました。以上です。</p>
副委員長	<p>今、委員の言われたように、双方向によるまちづくり自治基本条例ということで、市長からの分の住民投票の実施というのがある以上、逐条解説の中の住民投票に関する住民等の請求についてという、地方自治法第74条の規定により住民投票を受けられることができるというような文面があるのではないのですか。</p>
委員	<p>私の勘違いだったかもしれませんが、双方向の文面があるというのは、住民投票というのは市長が住民投票を実施するというだけのことで、市民からの発案は全然ないと、そういうことですか。</p>
事務局	<p>議論の中で皆さんがおっしゃられているとおりなのですが、こちらはおっしゃる通り、ある意味行政の側が住民投票をする必要がある事案が発生した場合に、議会に諮った上で実施する場合のみ実施する場合の道筋ということになるかと思えます。</p> <p>一方、自治法の第74条の話が出ておりますけれども、こちらの方は住民の方から直接条例制定の請求を通じて、住民投票という内容の条例の制定を求めることができる。それによって、結果的に住民投票が行われるという可能性が認められているという両方の道筋がありまして、住民側からの道筋は既に法にありますので、行政からの道筋をここで一つ示しておこうという趣旨のものになるかと思えます。</p>
委員	<p>恐らく第26条は、住民からの自治法第74条の規定からは、全く関係ありませんよと理解してよいのですか。</p>
事務局	<p>関係ないというか、違う道筋ですということになるかと思えます。</p>
委員	<p>第5章「市民参画等」の中にこの市長がやる住民投票が入っているので、市長がやるという話のところに入れた方が、それだったらすっきりするのではないかなと。</p>
委員	<p>私も前回の時そう思ったのですが、ところが、この市民参画のところを読んでみると、半分以上それなのですね。例えば、市民意見の聴取とか、</p>

あるいは審議会、懇話会等。これは、全部市長が何をやるかということの問題で書かれていますので、前回の時に、今回作る私たちの自治基本条例に市民参画等というのは、そういうことなのだなということを理解して、ここはもう仕方ないのかなと思って言わなかったのですが、この住民投票に関して疑問に思いましたけれども。

ですから、現在のところ市民参画等というのは、いかに市長の方が主体となって市民参画を呼びかけるかということが、半分以上の内容になっております。それを変えるのであれば、もっと根本的に議論し直さなければいけないと思いますが、今のこの時点では私たちの作る自治基本条例をこういう形を出して、今後これがおかしいということになれば、その時にまた変えていけばよいことかと。当然、自治基本条例というのは変えられるものですので、というような議論をしていけばよいのかなというふうに私なりに考えております。

委員長

ありがとうございます。色々ご意見を賜っているのですが、第26条の規定する住民投票について、この委員会のこの少ないメンバーの中でも理解の食い違いと言いますか、見解の相違というのが見られたところでございます。

そうなりますと、このような現状のまま議論を終えることは到底できるわけではありません。そういうことでございますので、今日のところ大体、ご意見の趣旨、色々な委員の先生方のお話を聞いていましたら、そういう意味だったのかとか、それはおかしいのではないのかというようなご意見が出ております。

そういうことから、もう一度、この住民投票につきまして手引きの表現を精査して、こういう解釈だということのたたき台を作りまして、それでそのたたき台をめぐって議論していただいた方がより議論の内容が濃いと申しますか、今の議論をずっとやっていきましても、恐らく結論とは全然関係ないところで議論がなされていく可能性が大でございますので、一つの収れんする方向を目指しながらの議論ということを考えますと、一つたたき台をベースにしてもう一度議論というようにさせていただきたいと思っております。

そこで、事務局と私の方で相談をしながら、第26条の解説につきまして精査したものを作りあげるということを前提にして、継続審議にさせていただきたいと思っておりますが、いかがでございましょうか。よろしゅうございましょうか。

全委員

はい。

委員長

ではそういうことにさせていただきたいと思っております。そこで、第26条につきましては継続審議ということですが、その他につきまして今日の段階でここは問題ではないかということがありましたら、ご指摘を賜りたいと思うのですが、委員さん、どうぞ。

委員	<p>問題ということではないのですが、2ページの第5条の「市民の権利」の解説で、2つ目の丸のところに第3項と第5項では、「市民」とあるのですが、第1項ではというように、あと1、2、3、4の項がずっと解説が付くのですが、2つ目の丸は市民と子どもの関係について規定しているので、その言葉を先にもってきて、それは第3項と第5項にあるのですという書き出しでまとめてもらった方が、後の項の説明が続く時に流れがよいのではないかなと。第3項と第5項が先にきて、また1から始まっていくという説明、そういう趣旨ではないとこの2つ目の丸は思いますので、言葉の位置を変える。例えば、市民とは別に敢えて子どもの権利を第3項と第5項で謳っているけども、それはこういうことなのですと。そして第1項、第2項、第3項と。そうしないと、また後で第3項と第5項の解説が出てくるのですね。というように思いましたので、ご検討いただきたいと思います。</p>
委員長	<p>はい、分かりました。この点につきましても、事務局と相談しながら、次回提示をさせてもらいたいと思います。その他はございませんでしょうか。</p>
副委員長	<p>逐条解説についての検討は、別にやるのですよね。</p>
委員長	<p>逐条解説につきましては、今日のような本質的な内容に関わる議論は、市長に答申をさせていただく前に必ずやっておかないといけないかと思えます。逐条解説につきまして修正があるとすれば、議会の中で我々はあくまでも、こういうことではいかがでしょうかということでは条例を市長に答申させていただくわけで、最終的にはこれは法的には議会において議論し、そして修正するべきものがあれば修正をするということになるかと思えます。</p> <p>そうなりますと、修正箇所については当然に逐条解説の中身も変わらざるを得ないということになるかと思えます。そういう意味では、我々の段階で全てを確定するわけにはいかない。更には、内容的な変更はなくても、もう少し分かりやすい表現でより詳しく説明をしていただけるかというような、条例制定後における一般市民の皆様方のご要望もあるかもしれない。そういう場合には、それにもやはり対応していくのが当然であろうかということではございますので、我々としましては逐条解説の内容につきまして、我々が市長に答申させていただきます条例の内容の解説の中で、骨格部分、本質部分につきまして異論があると、納得できないという部分については、この全体会議の中で議論すべきだと私は思っております。微調整の部分、それから我々の手の届かない世界、議会で議論をされて条例が変更されていくような部分につきましては、我々の手の及ばないところですから、必然的に我々の議論した逐条解説が変わらざるを得ないというのは、致し方ないかなと思っておりますのでございます。そういった対応でいかがかと思うのですが、よろしゅうございましょうか。</p>

全委員	はい。
委員長	<p>それでは、残された論点を存分に尽くして、市長に条例案を答申させていただきたいと思いますので、今日の段階ではまだ保留、議論の必要ありという部分が残ってきたと認識いたしますので、継続審議とさせていただきたいと思いますが、よろしゅうございましょうか。委員さん。</p>
委員	<p>委員さんの中でもご理解をいただきたいと思うのですが、今、委員長からお話がありましたとおり、この委員会で決定されたものが市長のところに答申される。3月議会になるのか、次の議会になるのか、私は分かりませんが、何れにいたしましても議会の方に上程をされておりまして、恐らく所管の総務委員会の方でこれを審議することになるかと思えます。この委員会の中でもめて、皆様方の意に沿わないような方向性になってもおかしいので、ここで私どもも委員として、皆様方ときちんと意見の一致をしておいて、委員会に挙がった時はこれが皆様方の言われたことが、そのまますんなりと本会議に上程されて通るようにしておきたいというのが私どもの本音の気持ちでございます。その辺のところは、この委員会でしっかりと時間をかけるところは時間をかけて、決まったらそれがほとんど修正されることなく通過するように私どもも今考えているところでございます。その辺は一つ、委員の皆様方のご理解を賜りたいと思います。どうぞよろしく願いいたします。</p>
委員長	<p>委員、誠にありがとうございました。</p> <p>それでは次回の開催に向けての段取りを整えたいと思います。次回の開催につきまして、事務局よりご案内をいただきたいと思います。</p>
事務局	<p>事前にお知らせをさせていただいておりますけれども、29回の検討委員会は今週の金曜日、27日の午前10時から、市役所第2庁舎6階の大研修室で開催をさせていただきたいと思っております。今、ご意見をいただきました住民投票と子どもの所の逐条解説等につきましては、至急、事務局で委員長にご相談させていただきながら詰めさせていただいて、金曜日までには資料を用意させていただければと思っておりますので、皆様方のご出席をお願いさせていただきたいと思っております。事務局からは、以上でございます。</p>
委員長	<p>ありがとうございました。今日は、大変内容の濃い議論を賜りまして、誠にありがとうございました。もう議論する余地なしというところまで尽くしたいと思えます。そういう意味で、あまり時間も間も置かず、予定させていただいた今度は金曜日ということになりますけれども、委員の皆様方お忙しい中本当に申し訳ございませんが、是非とも多数のご参加を賜りたいと切にお願いする次第でございます。</p> <p>本日は長時間に亘りましてご議論いただきまして誠にありがとうございました。次回もよろしく願い申し上げます。ありがとうございました。</p>